

一般財団法人 愛媛県教育振興会

愛媛県教育振興会とは

法律に基づいて設立された法人で、児童・生徒の健全育成に寄与することを目的としており、次のような事業を実施しています。

【教育活動助成金事業】

学校の教育環境の充実や児童・生徒が安全・安心で快適な学校生活を送るために、毎年下記のとおり教育活動助成金事業を実施し、各学校や教育団体を支援しています。

また、平成27年度には、愛媛県での高校生のヘルメット着用義務化に合わせて、児童・生徒のヘルメット購入のための支援や自転車交通マナー向上のために、約6,000万円の助成金を支給しました。

教育活動助成金	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給学校数	73校	76校	73校	74校	74校
支給教育団体数	8団体	7団体	7団体	8団体	9団体
助成金支給総額	17,051,686円	17,647,688円	18,479,970円	17,422,048円	16,149,420円

※ 学校数は、助成内容により重複があります。

平成27年度	ヘルメット支給事業	高校生交通安全事業	助成金支給総額
	57,952,000円	2,069,200円	60,021,200円

【学力テスト事業】

愛媛県内の高等学校及び中等教育学校の生徒の学習意欲を高め、実力を増進するとともに、適切な進路指導の資料を提供するため、愛媛県進路指導研究会から移管を受け、平成29年度から、新たに学力テスト事業を実施しています。

【損害保険事業】

自転車事故をはじめ、部活動や日常生活で発生したケガ、また、様々な賠償事故等から生徒を守るために、平成30年度から「学生総合補償制度(団体総合生活保険)」として、自転車事故に重点を置いた保険事業を始めました。

また、令和元年度からは、対象を全学年に拡大するとともに、病気補償のプランも追加しています。

「保険事業で得た利益」は、教育活動助成金として各学校に還元されています。
教育活動助成金事業を円滑に実施するため、保険の加入にご理解・ご協力をよろしく
お願いいたします。